

令和7年度 第1回ホットライン運用ガイドライン検討協議会 議事要旨

1 開催概要

(1) 開催日時等

- 開催日時

令和7年7月8日（火）午後4時から午後5時まで

- 開催方式

ウェブ会議

(2) 出席委員等

- 委員（五十音順）

LM虎ノ門南法律事務所 弁護士 上沼 紫野

東京大学大学院法学政治学研究科 教授 穴戸 常寿

國學院大學法学部 教授 高橋 信行

立教大学法学部 教授 深町 晋也

桃尾・松尾・難波法律事務所 弁護士 松尾 剛行

子供とネットを考える会 代表 山口 あゆみ

（一社）日本インターネットプロバイダー協会行政法律部会 副部会長 山下 健一

- 事務局

警察庁サイバー警察局サイバー企画課

- オブザーバー

総務省

インターネット・ホットラインセンター（IHC）

2 議事進行

(1) 開会

※ 事務局より開会を宣言した。

(2) 議事

- 事務局説明

ガイドライン改定の背景及び「違法オンラインギャンブル等関連情報」の類型追加について説明を行った。

- 自由討議

各委員からの主な意見については以下のとおり。

【違法オンラインギャンブル等関連情報の類型追加について】

- ・ 今回の法改正を受けて、IHCの削除依頼の対象に違法オンラインギャンブル等関連情報を入れることに賛成である。

事例の説明資料に関して、違法オンラインギャンブル等をプレイしている様子を配信することが、違法オンラインギャンブル等に誘導する情報に当たることについては、もう少し説明を追加した方が分かりやすいと思う。

- ・ IHCのガイドラインは、インターネット上に流通することが違法となる情報を通報等の対象としていたが、今回の改正法で、ウェブサイト又はプログラムを提示する行為が違法になると規定されており、今までの記載表現とは異なる部分がある。法律で定められたものなので、問題はないと思うが、他の類型に属するもので似たものがないか今後引き続き検討していただければと思う。
- ・ 法の施行に合わせて速やかにガイドラインの改定を実施し、通報や削除要請等の件数や実効性について数字を積み重ねて、様々な対策に生かされることを願っている。
- ・ 違法オンラインギャンブル等関連情報については、削除要請の対策が速やかに施行されて、うまく機能することで、今後の違法オンラインギャンブル等関連の規制の様々なところに波及するものと承知している。

違法オンラインギャンブル等関連情報の削除要請がうまく機能し、違法な情報がインターネット上から消えていくことによって抑止につながったということが経験上明らかになっていけば、ほかの対策を講じるまでもなく、今回の対策の実効性が確保されるということになると思うので、今後はこの明確な基準に基づいて適宜執行していただきたい。

- ・ 違法オンラインギャンブル等ウェブサイト誘導する無料版のウェブサイトについても削除要請ができるということになり、よかったと思う。
改正法が施行され、それによって一刻も早く違法オンラインギャンブル等が減るという形になることが大変重要だと思う。
- ・ 違法オンラインギャンブル等ウェブサイトのURL等について、URL等にQRコードや短縮URL等も含まれるという形にした点は、よいと思う。
- ・ 違法オンラインギャンブル等の広告を掲載する行為は、サイト管理者やプラットフォームではなく、広告を出稿した者が発信行為の主体となることについても理解した。
- ・ 追加される類型は、不適当に削除要請の対象を拡大してしまうような懸念が少ない案だと思うと同時に、違法な賭博行為に及び得るような接触機会を適切に減らすことができるもので、良い案だと思う。

運用していく中で、効果を検証していくことが重要だと考える。

- ・ 昨今の情勢から、やむを得ないことであり、ギャンブル依存症の方を減らすために必要と思う。

海外サイトへの対応がメインになると思うので、実効性の面で十分でないところも出てくるかと思うが、まずは国内でできることのベストを尽くすことが大事だと考える。

(3) 閉会